

島根県告示第74号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和7年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

美郷町

2 事業の種類

都賀・長藤地区公民館整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県邑智郡美郷町都賀本郷地内

(2) 使用の部分

島根県邑智郡美郷町都賀本郷地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県邑智郡美郷町都賀本郷地内における3,740.29平方メートルの土地を起業地とする「都賀・長藤地区公民館整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、美郷町が平時における地域のイベントや災害時においては安全で安心できる避難所として公民館と駐車場を整備する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である美郷町は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

美郷町の都賀・長藤地区において、都賀公民館が旧大和村役場の2階に設置されていたが、階段しかないことから高齢の方や障がいのある方からすると使いにくい施設となっている。また、老朽化により雨漏りが発生することから施設の利用が困難となり建物自体が閉鎖され、現在は、まほろば福祉センターの一部を代替利用し公民館活動を行っている。しかし、まほろば福祉センターは、公民館活動を目的とした施設構造ではないため、公民館としての施設利用に支障をきたしており、地域住民と一体になった社会教育の推進とそれによる人づくり、地域づくりを進めていくうえで大きな支障となっている。

また、都賀・長藤地区は、一級河川江の川沿いに集落が展開されており、これまでも度重なる被害が発生したが、浸水害や土砂災害に対し安全な避難所となる施設が、まほろば福祉センターしかないことから収容人数も限られており駐車場も不足していることから、避難所としては不十分であった。

これらを踏まえて本件事業を施行し、公民館活動に必要な施設や機能を有することによって、都賀・長藤地区において、主体的な地域づくりを進める拠点になることや災害時においても想定避難者数に対する収容面積が確保できること、車中泊による避難も可能となる。

本件事業の完成により、公民館活動を通して人々が集い、活発に交流することで地域を活気づけることや防災拠点となる機能を有することから、町全体の活性化や防災意識の向上に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業の施工にあたっては、防音及び防塵に努め、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や工事用車両の通行等について十分配慮し、周辺環境への影響が最小限となるよう努力するとされていることから周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

また、起業者が行った関係部署への照会結果によると、本件事業に係る土地において、埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しているが、事業実施にあたり、遺跡等が発見された場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じることとされている。

希少野生動植物について、特別な措置を講ずべき動植物の確認はされていないが、事業実施にあたり、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合には、適切な保全対策を講じることとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、都賀・長藤地区公民館整備事業という性格上、都賀・長藤地区から候補地A（まほろば福祉センター南西側、以下「申請地」という。）、候補地B（まほろば福祉センター北東側）及び候補地C（まほろば福祉センター東側）の3か所を候補地として挙げ、検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、バス停が近くにあり利便性が優れていること、必要面積を十分に確保することができること、経済性に優れていることなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)のアで述べたように、美郷町都賀・長藤地区において、現在利用しているまほろば福祉センターでは公民館活動が十分にできないことや災害時における収容人数や駐車台数が限られており避難所としての機能を十分に有していない状況を考慮すると、早急に事業を施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
美郷町役場（総務課）